

登録相談員を募集しています!!

地盤品質判定士に期待される役割のひとつに、宅地・住宅の最終的な取得者である一般市民に対して地盤技術者が保有する知見を提供し、宅地防災に関する支援をしていくことがあります。地盤品質判定士会に寄せられる市民からの相談に応じていく活動は、まさにこの役割を実践する場であり、地盤品質判定士会と一般市民とをつなぐ貴重な接点となっています。

宅地地盤の専門家としての知識と経験を生かして、あなたも相談員としての活動を始めてみませんか？

☆☆☆ 登録相談員とは… ☆☆☆

一般市民からの相談に携わるためには、まず登録相談員になる必要があります。

登録相談員の要件

- 地盤品質判定士であること
- 相談員研修の受講を修了していること
- 相談員名簿へ登録[※]されていること

※) 登録時に相談活動が可能な地域（都道府県単位）を選択していただきます（最大5地域まで）。

《参考》

地盤品質判定士会の相談員制度には、「登録相談員〔一般〕」と「登録相談員〔公共〕」の区分があります。

- ・登録相談員〔一般〕：一般市民からの相談に携わる相談員
(このパンフレットの対象)
- ・登録相談員〔公共〕：地方公共団体などの公共防災事業に関わる相談活動に携わる相談員

☆☆☆ 相談員研修〔一般〕とは… ☆☆☆

主 催：地盤品質判定士会の本部技術委員会または支部
 開催頻度：年に1～2回
 研修目的：一般市民から寄せられた相談に対応する相談員の養成
 研修内容：相談員制度の仕組みの説明や相談員としての心構え、相談員に必要な基礎知識の解説など

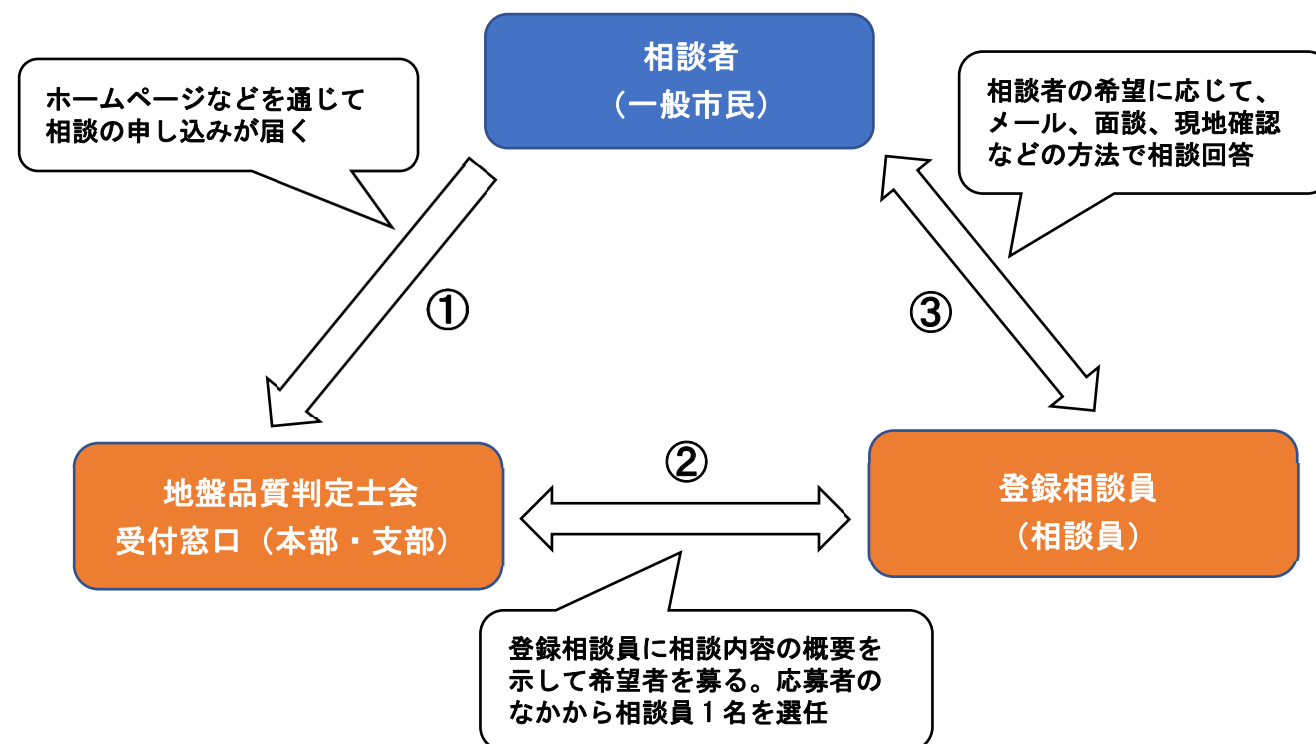
「相談員研修〔一般〕の受講は登録相談員になるための必須要件です。」

注) 相談員研修〔一般〕を受講済みであっても登録手続きができていない場合は名簿に登録されません。
手続きがお済でない方は早めに登録申請してください（受講修了から1年以内の申請が必要）。

☆☆☆ 登録相談員になったら… ☆☆☆

地盤品質判定士会が受付ける市民相談の流れ（図—1 参照）

- ①地盤品質判定士会のホームページやその他の団体を通じて相談が寄せられる
(本部、支部に設置された受付窓口（事務局）で情報整理)
- ②相談案件の所在地を活動地域とする登録相談員に対して公募（指名の場合もあり）
(事務局にて応募者のなかから原則として1名を相談員に選任)
- ③選任された相談員が相談者とコンタクトして相談対応を進める



図—1 地盤品質判定士会の相談制度のしくみ

☆☆☆ どんな相談があるの？ ☆☆☆

対象範囲：原則として個人からの相談で、自己の所有する宅地地盤（購入予定を含む）に関するもの。
 相談内容：多岐にわたるが、宅地擁壁の安全性評価、宅地に隣接するがけ・斜面の安全対策、購入予定地の地盤評価などに関する内容が多い。詳細は相談員研修で解説しています。

☆☆☆ 相談員をお勧めする理由は… ☆☆☆

- ◇市民相談でOJT：相談活動は自分の知識と経験をフル活用する実践の場であると同時に、新たな学びの場でもあります。相談回答を経験するたびに、自らの成長を実感できます。
- ◇社会貢献を実感：相談活動は人と人とのつながりの場でもあります。あなたが相手からの相談をワガコトとして捉えて誠実に対応していれば、相手は必ず感謝の気持ちを表してくれます。その言葉や表情から、「地盤品質判定士として社会貢献できた」という充足感を得ることができます。
- ◇応募は自由：相談員は相談案件ごとに原則として公募により決定しています。相談員に応募するかどうかはそのときのご自身の繁忙度、相談内容などを考慮して判断していただけます。
- ◇相談報酬の受領：面談、現地確認などを伴う相談は有償です。相談員は相談者から報酬を受け取ることができます。

☆☆☆ ご質問はこちらまで… ☆☆☆

地盤品質判定士会の相談員制度に関するご質問は、下記の宛先までメールでお寄せ下さい。

地盤品質判定士会技術委員会 宅地相談担当 石橋 貢 (ishibashi_m@hanteishi.org)